

# 鈴鹿市議会基本条例(案) [解説(案)入り]

## 目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 議会と市民の関係(第4条ー第7条)

第4章 議会と執行機関との関係(第8条ー第10条)

第5章 議会の組織及び会議の運営(第11条ー第22条)

第6章 議員の政治倫理及び報酬(第23条・第24条)

第7章 政務調査費及び議員研修(第25条・第26条)

第8章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)

附則

鈴鹿市議会(以下「議会」という。)は、鈴鹿市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制[※1]のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長(以下「市長」という。)と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論を通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)が定める概括的[※2]な規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

(※1二元代表制=地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度)(※2概括的=要点をまとめたさま)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会及び議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

**[第1条解説]** 本条例で、議会及び議員の活動原則、市長やその他の執行機関との関係などを明確化するとともに、議会に関する基本的な事項を明文で規定化することで、その必要性や重要性を議会及び議員における共通認識として確認し、併せてその趣旨に沿った運営を実現することにより議会の使命を果たしていくことで、『市政の発展及び市民福祉の向上に寄与する』こととしたものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、団体意思の決定機関として、及び市長等の監視・評価機関として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 市民参加の機会の拡充等により、市民の意見を把握し、市政に反映できるように努めること。
- (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

**[第2条解説]** 議会は本市の議事機関であり、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定(議決)する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあることを明確にし、第1条で規定した(目的)を達成するための、議会の活動原則を3つ定めています。